

第 73 号議案

中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区との境界確定に関する訴えの提起について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 10 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区との境界確定に関する訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

原 告 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区

代表者区長 松 原 忠 義

被 告 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

江東区

代表者区長 山 崎 孝 明

2 事件名

地方自治法に基づく境界確定請求事件

3 事件の内容

(1) 平成 29 年 7 月 18 日、大田区及び江東区は、東京都知事に対し、中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る両区の境界の確定を求めて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、自治紛争処理委員による調停の申請を行った。

(2) 平成 29 年 10 月 16 日、東京都自治紛争処理委員は、調停案を作成し、大

田区及び江東区に対し、その受諾を勧告した。

(3) 平成 29 年 10 月 29 日、大田区議会は、東京都自治紛争処理委員による調停案を受諾しないものとする議案を議決した。

(4) 大田区としては、上記（2）の調停案を受諾できないことから、地方自治法第 9 条第 9 項後段の規定により大田区と江東区との境界の確定の訴えを東京地方裁判所に提起する。

#### 4 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要がある場合は、上訴をすることができるものとする。

##### (提案理由)

中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区との境界について、地方自治法第 9 条第 9 項後段の規定に基づき、境界の確定の訴えを提起するため、同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を経る必要があるので、この案を提出する。